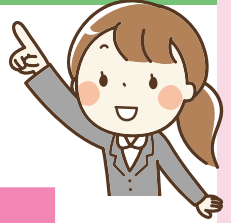


「健康経営優良法人2023」の認定法人が発表されました

令和5年3月8日、「健康経営優良法人2023」に認定された法人が発表されました。7回目となる今回は、大規模法人部門に2,676法人、中小規模法人部門に14,012法人が認定されました。そのうち、協会けんぽ和歌山支部加入の事業所からは、次の87事業所が認定されました。

※健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



認定おめでとうございます

(順不同、敬称略)

大規模法人部門《4事業所》



- 高田機工株式会社 ●株式会社オークワ ●株式会社サイバーリンクス ●東洋ライス株式会社

中小規模法人部門（ブライツ500）《1事業所》



- 小西化学工業株式会社

中小規模法人部門《82事業所》



- | | | | |
|------------------|---------------------|----------------|---------------|
| ●アズマハウス株式会社 | ●中和印刷紙器株式会社 | ●株式会社和田物流 | ●株式会社モリカワ |
| ●株式会社インテリックス | ●株式会社南北 | ●経営サービス協同組合 | ●株式会社山長商店 |
| ●植野電気株式会社 | ●株式会社西本商店 | ●こおの交通株式会社 | ●井上工業株式会社 |
| ●株式会社栄和 | ●日中金属貿易株式会社 | ●株式会社サンコー | ●三和建設株式会社 |
| ●株式会社エビス商会 | ●ノイエス株式会社 | ●株式会社ハヤシ海運 | ●株式会社ベストパートナー |
| ●有限会社亀井産業 | ●株式会社ばるる | ●株式会社興栄ケミカル工業所 | ●協和プレス工業株式会社 |
| ●株式会社共栄テクシード | ●株式会社ピープルリンクス | ●株式会社松谷仏具店 | ●デュプロ精工株式会社 |
| ●近畿電設工業株式会社 | ●株式会社ファーストライン | ●紀州有田商工会議所 | ●有限会社阪和化工 |
| ●コアラ保険パートナーズ株式会社 | ●フォーユー有限会社 | ●木本産業株式会社 | ●株式会社丸善 |
| ●株式会社小池組 | ●富士化学工業株式会社 | ●株式会社K L | ●株式会社オレンジライフ |
| ●株式会社国際テック | ●株式会社フジ田産業 | ●株式会社早和果樹園 | ●クリーン興商株式会社 |
| ●株式会社サニコン | ●株式会社松田商店 | ●株式会社T O A | ●三洋建設株式会社 |
| ●株式会社サンライズ | ●三木理研工業株式会社 | ●秋山通送株式会社 | ●三洋住宅株式会社 |
| ●社会福祉法人しあわせ | ●明光電機株式会社 | ●株式会社オリロク | ●株式会社小松 |
| ●株式会社システムキューブ | ●山本産業株式会社 | ●株式会社狩谷電気店 | ●株式会社ナカエ |
| ●新光産業有限会社 | ●株式会社コウキ土木 | ●紀州ファスナー工業株式会社 | ●株式会社ウメタ |
| ●セイカ株式会社 | ●和歌山県経営者協会 | ●幕末株式会社 | ●プラム食品株式会社 |
| ●株式会社関組 | ●和歌山商工会議所 | ●社会福祉法人黎明董会 | ●堀本興業株式会社 |
| ●センゴクベンダー株式会社 | ●和歌山精化工業株式会社 | ●大和自動車整備株式会社 | ●株式会社潮岬製作所 |
| ●太洋工業株式会社 | ●和歌山セイカホールディングス株式会社 | ●田辺商工会議所 | ●泉鋼管工事株式会社 |
| ●大揚興業株式会社 | | ●中田食品株式会社 | |

健康経営優良法人認定制度とは

経済産業省が主導して、特に優れた健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。認定受付は例年夏頃に行われており、専用のポータルサイトより申請手続きを行います。

認定を受けると、「健康経営優良法人」ロゴマークを使用できるようになり、社内外に従業員の健康づくりを積極的に行っている「健康経営実践事業所」とであるとアピールできます。



令和5年度の保険料率が決定しました

健康保険料率及び介護保険料率は、令和5年3月分（4月納付分）から変更になります。

健康保険料率

令和5年2月分まで
(3月納付分)

10.18%

令和5年3月分
(4月納付分)

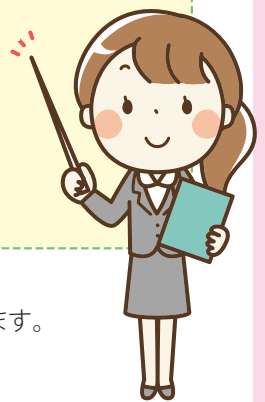
9.94%

介護保険料率

1.64%

1.82%

- 健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。
- 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- 任意継続被保険者の方は、令和5年4月分の保険料率から変更となります。



健康づくりの取り組みを健康保険料率に反映する「インセンティブ制度」を導入しています

インセンティブ制度とは？

健診受診率やジェネリック医薬品の使用割合などの5つの指標に基づいて取り組みを評価し、健康保険料率に反映させる制度です。全47支部のうち**上位15支部は、順位に応じたインセンティブ（報奨金）**により、健康保険料率を引き下げることができます。

健康保険料率の引き下げにつながる5つの指標

指標①

特定健診等の実施率

年一回健診を受診しましょう！



指標④

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

早期の受診で重症化を予防しましょう！



指標②

特定保健指導の実施率

対象の従業員に保健指導を受けるよう、お声がけください！



指標③

特定保健指導対象者の減少率

日頃から健康的な生活習慣を維持しましょう！



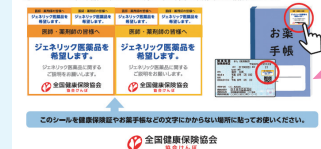
指標⑤

ジェネリック医薬品の使用割合

先発品より低価格、皆様のお薬代を軽減！

「ジェネリック医薬品」への切り替えにご利用ください

- ジェネリック医薬品は、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から認められた安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります。
- ジェネリック医薬品を希望される方は、医師又は薬剤師にご相談ください。



「ジェネリック医薬品希望シール」を
保険証などに貼ると
切り替えがスムーズです！

※在庫等の事情で切り替えができない場合があります。

シールをご希望の場合はこちらにお問い合わせください

【お問合せ先】企画総務グループ(TEL 073-421-3101)



全国健康保険協会 和歌山支部
協会けんぽ

申請書の提出は郵送で！

〒640-8516 和歌山市六番丁5
和歌山六番丁801ビル3階
TEL:073-421-3100(代表)

令和5年1月より
申請書等の様式を変更しました
新様式の申請書は、協会けんぽのホーム
ページからダウンロードできます。

ダウンロードはこちらから

